



第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本町では、国が推進する「21世紀の国民健康づくり運動（健康日本21）」（平成12年3月）と道の「北海道健康づくり基本指針 すこやか北海道21」（平成13年3月）の趣旨に沿って、平成20年度から平成24年度の「秩父別町第1期健康増進計画」、平成25年度からは「秩父別町第2期健康増進計画」、さらに平成31年度には第2期計画の中間評価を踏まえて、「秩父別町第2期健康増進計画（後期）改訂版」を策定し、令和5年度まで健康づくりの取り組みを推進してきました。

国では令和5年5月に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を改正し、令和6年度からの「健康日本21（第3次）」の開始に合わせ、新たな基本方針（以下「新基本方針」という。）を示しており、本計画においてもその趣旨に沿って策定しました。

また、「秩父別町第2期健康増進計画」に引き続き、「健康増進計画」「食育推進計画」「自殺対策計画」の一体的な取り組みとした健康づくりを推進していきます。

2. 計画の目的と基本方針

国の示す新基本方針では、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開と、より実効性をもつ取り組みの推進を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための方向性が示されています。本計画においても、本町の課題とともに新基本方針に沿った取り組みを推進します。

本計画では、町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、さらに町全体で推進し「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目的とします。

町民のよりよい生活習慣の取り組みでは、食生活と栄養、身体活動・運動、アルコール・たばこ、歯・口腔の健康、がんと生活習慣病（NCDs）のリスクファクターの低減に加え、発症予防及び重症化予防に引き続き取り組みます。また、こころの健康、身体機能の維持向上により生活機能の維持向上の取り組みを推進します。さらに、ライフコースアプローチの観点を踏まえた健康づくりを推進します。

3. 計画の位置づけと他計画との整合性

健康増進法第7条1項の規定の基づき国が推進する「第3次健康日本21」および道の「北海道健康増進計画 すこやか北海道21」の趣旨に沿って策定し、道の他の関連計画との整合性を図ります。

本計画との関連では、本町のまちづくりの基本的な方針である「秩父別町総合計画(第6次)」に即し、「秩父別町第3期国民健康保険データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」のほか、「第9期秩父別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「秩父別町子ども子育て支援事業計画(第2期)」などの関連計画との整合性を図ります。

また、「秩父別町第2期健康増進計画(後期)改訂版」に引き続き、市町村食育推進計画(平成17年公布:食育基本法)および市町村自殺対策計画(平成28年改正:自殺対策基本法)を網羅した計画と位置づけます。

秩父別町総合計画(第6次) 平成28~37年度

～まちの将来像:協同の力で築く、安全安心で活気にみちたまち～

- 活力ある田園のまちづくり
- 心かよいあう福祉のまちづくり
- 安全で安心して暮らせるまちづくり
- 豊かな心を育む生涯学習のまちづくり
- 輝く未来へ活力あるまちづくり

【関連計画】

法律	国の計画	北海道の計画	本町の計画
健康増進法	健康日本21(第3次)	・すこやか北海道21 ・北海道受動喫煙防止対策推進プラン	本計画 秩父別町第3期健康増進計画 <small>※「第3期データヘルス計画および第4期特定健康診査等実施計画」と重複する課題については上記計画参照あり。</small>
健康寿命の延伸等を図るための脳卒中・心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法	循環器病対策推進基本計画	北海道循環器病対策推進計画	
がん対策基本法	第4期がん対策推進基本計画	北海道がん対策推進計画	
歯科口腔保健の推進に関する法律	歯科口腔保健の推進に関する基本的事項	北海道歯科保健医療推進計画	
食育基本法	第4次食育推進基本計画	どさんこ食育推進プラン(第5次北海道食育推進計画)	
自殺対策基本法	自殺総合対策大綱	第4期北海道自殺対策行動計画	
成育基本法(略称)	第2次健やか親子21	第4期 北の大地☆子ども未来づくり北海道計画	
介護保険法	介護保険事業(支援)計画	北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画	秩父別町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

4. 計画の期間

本計画の期間は、**令和 6（2024）年度から令和 17（2035）年度までの 12 年間**とします。

なお、同じ計画期間の「秩父別町第 3 期国民健康保険データヘルス計画・第 4 期特定健康診査等実施計画」と合わせて、計画策定から 6 年を経過した令和 11（2009）年度を目途に、目標の達成状況などについて中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

